プラトン『クラテュロス』における「σκληρότης の議論」の解釈について

片　山　寛　子

［**キーワード**：①プラトン　②ソクラテス　③『クラテュロス』
④ σκληρότης の議論　⑤名前

序

本稿では、「名前の正しさ」について対話が行われたプラトンの対話篇『クラテュロス』の読解を行い、当篇におけるソクラテスの最終的立場について論ずる。『クラテュロス』は、名前の正しさについて規約説（conventionalism）と呼ばれる説を唱える若者ヘルモゲネスと、本性説（naturalism）と呼ばれる説を唱える若者クラテュロスによるソクラテスとの対話で構成されるとされている。作中でソクラテスは両者の説を順に吟味したうえで、最終的にいずれの説をも反駁して対話は締めくくられるため、ソクラテスがこの主題に対していかなる見解を有しているかという点が争点になっており、様々な研究が行われている。特に「名前の正しさは規約的である／本性的である」という対話冒頭部での主張を軸に、ヘルモゲネスの主張は規約説として、クラテュロスの主張は本性説として理解され、ソクラテスの最終的立場をそのどちらに帰するのかが検討される。

とはいえ、作中で規約説、本性説という語が用いられるわけではなく、これらの区分は対話の冒頭でヘルモゲネスが自身の立場とクラテュロスの立場を要約した際の表現に由来する。ヘルモゲネスはソクラテスに対してクラテュロスは、「名前の正しさはそれぞれの有るものに対して本性的に定まっている（φύσει πεφυκυῖαν）（383a5）」と考え、名前の正しさが本性的に存在している（πεφυκέναι）と主張すると説明する。名前の正しさが自然本性に依拠すると考えるこの立場は、本性説と言われる。他方でヘルモゲネスはクラテュロスの主張に反対する立場をとり、「取り決めと同意以外に（συνθήκη καί ὁμολογία）、何らか名前の正しさはない（384c10–d1）」と主張する。名前の正しさが規約に依拠すると考えるこの立場は、規約説と呼ばれる[1)]。

また、当篇の執筆時期に関しては、文体統計的研究から中期作品であるとする説が代表的である。より具体的には『国家』以前に執筆されたと推定される場合がある[2)]。そのため、後のプラトンの著作に見られるイデア論の前段階として、当篇で暗示的に言及されるイデア論についてもまた研究の対象となっており、ソクラテスの立場が問われる理由の一つでもある[3)]。

本稿においては、『クラテュロス』のうち「σκληρότης の議論（434c1–435d1）」と呼ばれる箇所を当篇の中でどのように解釈するかを論じながら、ソクラテスの最終的立場に対する筆者の見解を示したい[4)]。その方法としては、第一章においては、「σκληρότης の議論」を取り上げ、ソクラテスの最終的立場に関する先行研究を確認し、検討する[5)]。特にソクラテスの最終的立場を規約的であると考える解釈のうち Ademollo、Schofield、田中を、本性的であると考える解釈のうち Sedley を、第三の立場として Barney を中心に取り上げ、各説を確認する。第二章においては、第一章において確認した先行研究を検討し、それらに対する筆者の見解を示す。第三章においては、ヘルモゲネスとクラテュロスそれぞれの主張がヘルモ

ゲネスによる要約からは逸脱していると指摘することで、ヘルモゲネス説と規約説、クラテュロス説と本性説を区別したうえで、「σκληρότης の議論」に対する筆者の見解を提示する。

第一章：ソクラテスの最終的立場に関する先行研究への考察

名前の正しさについてのソクラテスの最終的立場に関して、様々な見解が存在する。そのほとんどがソクラテスはヘルモゲネス説あるいはクラテュロス説を完全に支持してはおらず、異なる立場をとっているとする点においては一致しているが、作中においてソクラテス自身の明確な主張が見いだせないために解釈は多様化している。この問題は『クラテュロス』における主要なテーマであるが、多様な解釈の争点としてしばしば挙げられるのが「σκληρότης の議論」の読解である。「σκληρότης の議論」とは、作中で「硬さ」を意味する語 σκληρότης を例として誤った意味の名前の使用が検討される箇所である。これはクラテュロス説を反駁する過程でソクラテスが導入した議論であり、この議論によってクラテュロスは名前が対象を名辞する方法として慣習（ἔθος）の効果を自ら主張することとなり、名前の規約的な側面を認めることになる。そして、クラテュロスによる合意が覆されないまま対話が終了することから、この議論はソクラテスによる最も新しい主張が現れる箇所として、ソクラテスの最終的立場を反映しているとされる。それゆえに数多くの先行研究が存在し、様々な解釈が生まれている。本章では、これらの解釈のうち、ソクラテスが最終的に規約説を支持したとする立場、本性説を支持したとする立場、それ以外の立場を紹介し検討する。

「σκληρότης の議論」の主要な論点は、435b5–c2 におけるソクラテスの台詞内の τι の解釈である。まず、当該箇所を確認する。

「したがって取り決めと慣習も、われわれが思いながら発言するところのものどもを表示することに対して、何らか寄与する（τι συμβάλλεσθαι）ことが必然的であるのだね。［中略］どこからもろもろの数のうちひとつひとつに対して、似た名前をもって来て割り当てることができると思うのかね、もし君がもろもろの名前の正しさに関して、君の同意と取り決めが何らかの権能（τι κῦρος）を持っていることを認めないのならば。（435b5–c2）」

これは発言における思考内容の表示に関するソクラテスの台詞の一部分である。まず、文脈を確認する。ソクラテスは硬さを意味する語 σκληρότης を取り上げ、その中に柔らかさを表す文字 λ が入っている点を指摘する。ヘルモゲネスとの対話において、ソクラテスは ρ を発音する際に舌が最も振動することを根拠に、この字母が運動と動きと硬さに類似していると述べる（426c1–d6）。他方で λ を発音する際に舌が滑ることを根拠に、この字母が滑りや柔らかさに類似していると述べる（427b2–5）。これらの説明はヘルモゲネスに否定されず、かつクラテュロスはこれらの説明にいったんは同意する（434b10–c6）。しかしながら、クラテュロスは σκληρότης を誤りであると見なし、λ の代わりに ρ が挿入されるのが正しいのだと主張する。しかしながら、同時にそれは慣用によって理解されるのだと認めたことで名前の規約的な側面をソクラテスに指摘される。田中によると、この特定の数量詞 τι（some）の限定的効果は、ソクラテスの最終的立場を判断するため異なる仕方で解釈されてきたという[6]。そもそも τι は any を意味する古典ギリシア語 τις の中性単数形であり、不特定な意味や程度、量を表す語である。この語は当該箇所以外においても非常に幅広い意味で解釈され、また幅広く訳される。「σκληρότης の議論」においては、ソクラテスの台詞のうち「何らか寄与する」および「何らかの権能」における

τι が争点となっており、この τι が「寄与する」および「権能」にどのような意味をもってして備わっているのかが問題となる。しかしながら、この τι が意味を付与しているのが「寄与する」および「権能」の程度であるのか、あるいはその仕方であるのか、それ以外の何らかの点においてかそれ自体が不明瞭であり、テクストのみから τι がどのように機能しているのかを解釈することは極めて困難である。それゆえに、先行研究においては各研究者の主張にしたがって幅広く解釈されている。

Sedley はソクラテスがクラテュロスへの反駁の際に σκληρότης を例にした理由を考察する[7)]。σκληρότης は本来の意味「硬さ」と相反する意味の字母を含んでいる。そのため、慣習に依拠せずに硬さと柔らかさのいずれを表しているのかを判断することはできない。これを彼はソクラテスによる本性説に対する問題点の指摘であると理解し、ソクラテスの控えめな表現はあくまでこの例が仮定であるためだとする。そして、肖像画がモデルに対して視覚的な類似性を持たない場合に肖像画は肖像画でないのと同様に、名前が事物に全く類似性を持たない場合それは名前でないとして、ソクラテスが類似性を部分的には有する σκληρότης という語を選択した理由を説明する。そして、ソクラテスの最終的立場は規約説への回帰であるという説を否定し、「いかなる名前であれ、コミュニケーションの道具としての成功は、少なくとも大半は、その模倣の力に依拠するが、慣習の程度にも依存する可能性がある[8)]」というのが、ソクラテスの実際の文化としての言語に関する見解であるとして弱い本性説の立場をとる。

対照的に、Schofield はソクラテスが規約説を支持していると主張する。Schofield は、名前と事物の本性的な類似の認識は慣習の積極的な利用によってのみ可能であると指摘する[9)]。彼は「σκληρότης の議論」の締めくくりにおいてソクラテスが言及した数字の例に着目する[10)]。数字という質的差異を見出すことができない個別の対象に対して、1 という名前であれ

ば一音節、2 という名前であれば二音節といったような、慣習的に同意された工夫が必要であるという。そのうえで、Schofield は当該箇所における制限された規約説は純粋な規約説と大差ないものであると見なす。彼は「何らか寄与する（τι συμβάλλεσθαι）」は「完全に統治する（govern entirely）」の、「何らかの権能（τι κῦρος）」は「すべての権能（all authority）」の単なる言いかえに過ぎないとして τι の限定的効果を無効にし、ソクラテスの最終的立場を規約説に位置付ける。加えて彼は、435c1–2 における「なるほど僕自身も、名前が可能なかぎりは事物に似ていると信じるのだが」という台詞に、名前の正しさに関するプラトンの見解を見出す。この譲歩のような表現を、Schofield はプラトンによる本性説の部分的な支持をほのめかしている箇所であると理解する。プラトンは、あくまで本性説は言語の望ましいあり方であるとし、名前が事物の本性に類似しているべきだと考えているという。しかしながら、数字の例で明らかにされたような本性説の問題点を踏まえると、『クラテュロス』において行われた議論では、本性説がそれらの問題を説明し名前が教示する事物についての認識の困難さを解決するには至らないと述べ、規約説の立場をとる。

また、以上の解釈とは異なり、Ademollo は Schofield よりも弱い規約説の立場をとる。彼は当該の箇所を読解するため以下の三つの読みを提案し、検討する[11]。

（1）一部の名前は取り決めによって指示対象を示す。
（2）すべての名前は部分的に取り決めによって指示対象を示す。
（3）一部の名前は部分的に取り決めによって指示対象を示す。

彼は τι を「特定の数量詞（The particular quantifier）」として数的な限定を示す語だと考えており[12]、τι が限定する対象の可能性を三つ提示し、妥当

な解釈を求めた。(1) の解釈では τι は名前を限定しており、(2) の解釈ではそれぞれの名前の特徴を限定しており、(3) の解釈ではそのいずれをも限定しているという。これらの解釈のうち、Ademollo は（1）を支持する。というのも、そもそも当該の議論では、ソクラテスが最終的にクラテュロスを反駁する際に、σκληρότης の伝達において取り決めと慣用のみが機能しているように主張していたためである。この解釈においてσκληρότης は「一部の名前」に該当し、また σκληρότης に類する、すなわちその名前を構成する字母の一部が名前の本性に反する意味を有している名前もまた同様に該当するという。それゆえに、ソクラテスは「すべての名前は取り決めによって指示対象を示す」という結論に到達したと彼は主張する。というのも、「すべての名前」は σκληρότης の例を踏まえると次の三つに分類可能である。

A 名前を構成する字母の一部が指示対象 X に類似しており、その他の字母は類似していない名前。この場合、X を示す名前の字母の一部が別の指示対象 Y に類似している。
B 名前を構成する字母のすべてが指示対象 X に類似している名前。この場合、名前「X」は指示対象 Y に類似した名前である可能性がある。
C 名前を構成する字母のすべてが指示対象 X に類似していない名前。この場合、名前「X」は指示対象 Y に類似した名前である可能性がある。

これらの分類を図示すると次のようになる。

図 1

	指示対象 X	指示対象 Y
A	一部が類似	一部が類似
B	類似している	類似の可能性がある
C	類似していない	類似の可能性がある

これらのうち、仮にABC全ての名前が指示対象Xを示す場合、「σκληρότης の議論」を踏まえるとAは慣習によって指示対象Xを示すということになる。というのも、σκληρότης は一部のみが指示対象に類似している名前であり、クラテュロスはこれが慣習によって伝達されることを認めたためである。また、Cは慣習によってのみ指示対象Xを示す。他方でBは他の指示対象Yを示す不完全な名前である可能性があることを排除はできない。その場合、他の指示対象Yは指示対象Xと共通の性質を有しており、その名前の構成要素の一部は指示対象Xの名前の構成要素にも含まれている。しかしながら、仮に慣習によって指示対象Xの名前が指示対象Yを示すのであるならば、指示対象Xを示す場合もまた慣習によるということになる。したがって、いずれの名前も慣習によって示されるのであると論ずることができる。すなわち、図1において「類似の可能性がある」指示対象Yは、当該の字母の一部が類似している場合はAと同様に慣習によって示されるのであるから、指示対象Yに類似の可能性があるBおよびCもまた、指示対象Xを示す際に慣習によって示されることになる。Ademollo はこのように述べながらも、ソクラテスの最終的立場は規約説と本性説のいずれでもないと主張する。彼はソクラテスが「取り決めや慣習が何らか寄与する」という弱い結論に満足しているという。なお、そのような描き方をするプラトンの意図については、プラトンはいずれの説も主張可能であると示すことを望んだ可能性もあり、ソクラテスの最終的立場を意図的に定めなかった可能性もあるとして保留している。

また、田中は Ademollo の解釈を受けて独自の解釈を提唱している。Ademollo は 433d7–434a2 を引用し、この箇所において初めて規約説と本性説の間の「最小の共通基盤（a minimal common ground）」が提示されると主張する[13]。すなわち、「名前は指示対象と特定の関係を有しており、

このことは動詞 δηλοῦν および δηλωμα によって示される」。田中はこの Ademollo の解釈に基本的に同意するとしながらも、τι が限定する対象という点において独自の解釈を提示する。まず、田中は「最小の共通基盤」を表す語のうち δηλοῦν は『クラテュロス』において二つの意味を有しているという。まず、名前の意味について論じられてきた箇所においては、δηλοῦν は οὐσία あるいは φύσις を目的語として「事物のあり方を表す」という意味で用いられている。他方で、433d7–434a2 以降は「（名前が）話し手の思考を聞き手に対して明らかにする、すなわち、伝達する」という意味を有しはじめるという。このことから田中は「事物のあり方を表す」という名前の正しさの基準に、伝達に携わる者同士の主題の確定のために「話し手の思考の伝達」という新たな基準が設けられていると主張する。それゆえに、δηλοῦν は規約説・本性説それぞれに対応して異なる明示を示し、結果として中立的な意味を有するようになったのである。これらの考察を踏まえ、田中は τι および προσχρῆσθαι を上述の明示の仕方を限定するものとして解釈する。これらの議論を踏まえて、田中は「割り当ての議論」および「σκληρότης の議論」を従来の解釈のように本性説が再吟味される箇所ではなく、前後の議論との断絶と解する。そして、当篇の末尾にて最終的に本性説は否定されるため、プラトンの最終的立場は規約説に位置付けられると述べるも、プラトンの想定する規約説の内実については吟味の余地があるとする。加えて、田中は「規約説対本性説という対立をソクラテスが判定者として吟味する」というこれまで理解されてきた構図を否定する。田中はヘルモゲネスがソクラテスを対話へ引き入れた当篇の冒頭部（383a1–3）に着目し、ヘルモゲネスがソクラテスに行う提案とは、「名前の正しさ」についてソクラテスの見解を述べてもらうことではなく、「クラテュロスの神託めいた言葉を解釈してもらうこと[14]」であると解釈する。以上の議論を踏まえて、田中はソクラテスの最終的立場は規約説と

本性説のどちらに位置付けられるのか、という問い自体を見直す必要があると述べる[15]。

Barney は規約説とも本性説とも異なる第三の説を提唱していた[16]。ソクラテスは自身が「σκληρότης」と発音しクラテュロスがそれを認識する場合、何らかの表示が伝わると述べている。ところで、かつてソクラテスが導入した定義およびクラテュロスとの同意に基づくと、名前の性質たる教示とは記述内容によって事物の性質を教えるということを意味していた。しかしながら、σκληρότης は σκληρότης が指す対象が何であるかを教示しないし、単に発話者と認識者のいずれもが有していた硬さの概念を共有したに過ぎない。このことから、Barney は「σκληρότης の議論」において起こるのは教示の基準の引き下げであると考えた。そのうえで Barney は、プラトンが正しい名前すなわち教示に完全に成功している名前とそうでない名前の区別を行っていない点に着目する。彼はこれをプラトンの怠慢などではなく、本性説が有する性質によるものであると主張する。すなわち、名前が道具である以上、いかなる名前もある程度は事物を教示しなければならないし、名前が単なる模倣である以上、完全な教示はあり得ない。それゆえに、正しい名前とそうでない名前の差異とは程度の違いでしかないのである。これらの議論を踏まえて、Barney は『クラテュロス』の結論は理想としての言語を再確認することであったと指摘する。完全な言語は原理的に実際の成立は不可能であり、それゆえに名前の正しさの厳密な定義もまた意味をなさない。このような言語に対する悲観的な態度を彼は『法律』におけるプラトンの主張と関連付ける。『法律』においてプラトンは、「人間のうち誰ひとり、生まれながらにして素質がある者はいないのである、国家において人間にとって有益なことどもを知っているとか、またそれを知った場合には、常に最善のことを行うことができ、行うことをいとわないほどに（874e9–875a4）」と述べている。このような悲観主義は、

完全に正しい名前は不可能であるとする『クラテュロス』の結論と類似しているという。そして『法律』においてプラトンが推奨している法治国家と、慣習に依存した名前との間に補完的な関係を見出す[17]。そのうえで、Barney は『クラテュロス』におけるプラトンの結論は、あくまで本性説を保っていると主張した。名前は依然として事物との関係においてその正しさが決定されるという。これらの考察から、彼はプラトンの立場を次のように結論付ける。すなわち、慣習によって理解される名前はすべて正しいという規約説的なものではなく、非常に限定された程度でなければいかなる名前も正しい名前であるとは言えないという悲観的な立場である。

第二章：筆者の見解

本章では、これまでに確認した先行研究を踏まえて、ソクラテスの最終的立場はどのようなものであるかを考察する。まず、それぞれの解釈に対する筆者の見解を示す。

Sedley の解釈は、ソクラテスの最終的立場を規約の効力を部分的に認める本性説とするものであった。いずれかの説を完全に支持してはいないという理解自体は筆者や他の研究者らも認めるところのものである。しかしながら、Sedley の主張では名前が模倣あるいは慣習に依存するその程度や機会が十分に明瞭ではないように思われる。特に「σκληρότης の議論」の後に行われる、436d8–437d7 における語源分析からは複数の名前が流動と静止のいずれをも表し得ることが明らかになっているのだから[18]、ソクラテスが提示する慣習に依拠しなければならない名前の例は決して限られたものではない。この点から、ソクラテスが部分的なものであれ本性説を支持していると解釈するためには、慣習によって使用される名前の例が本性説の問題点を明らかにしながらもなお、本性説の根幹を揺るがすものでないというより強固な根拠が必要になるように思われる。

Schofield の解釈のうち、数字の例が暴いた本性説の問題に関しては筆者も見解を一にしている。また、ソクラテスによる本性説への譲歩的な支持を表す台詞への解釈も大変興味深い。しかしながら、435c1–2 における台詞をプラトンによる本性説の部分的な支持と解釈するならば、Schofield の τι の読解には疑問が生ずる。というのも、彼は τι の限定的効果を無きものとしてソクラテスの最終的立場を規約説に位置付けた。にもかかわらず、同時に直後の台詞における本性説への譲歩を認めているのだ。ソクラテスの最終的立場を規約説としたうえでこの譲歩への解釈を両立させるならば、τι の限定的効果はむしろ積極的にはたらいていると理解されるべきではなかろうか。というのも、彼の解釈に基づくと、τι は現実的な問題点から最終的立場を規約説に置きながらも理想の名前のあり方という点においては本性説を望むというまさにその点における限定、すなわち直後の譲歩の布石として読むことが可能である。また、τι の解釈に加えて彼の主張に賛同しかねる理由をもう一点述べておきたい。それは、規約説を支持する主体と本性説を支持する主体を明確に区別した点にある。彼の解釈では、引用部はソクラテスが規約説を完全に支持した箇所である。他方で、その直後の 435c1–2 はプラトンが理想的な名前として本性説を部分的に支持した箇所とされる。確かに文脈上前者においては規約説が、後者においては本性説がそれぞれ擁護されているように見受けられる。しかしながら、それらの主体すなわちソクラテスとプラトンを明確に区別する理由が明示されていないのである。仮に妥当な根拠に基づいてプラトンによる本性説への譲歩がソクラテスの立場の外側にあると論ずることができるならば、先に指摘した τι の解釈もまた納得のいくものとなろう。というのも、τι をあくまでソクラテスの最終的立場を控えめに示すためだけの要素であると理解するならば、プラトンの見解であると彼が見なすところの譲歩と乖離していても成立する。しかしながら、Schofield の解釈にはそのように理

解するための根拠が不足しているように思われる。それゆえに、Schofield の主張は τι の読解という点において、またソクラテスとプラトンの主張の差別化という点において、不十分であると筆者は考える。

Ademollo の議論は、「σκληρότης の議論」における τ ι の解釈という点を、批判的に捉えたい。というのも、不定代名詞の限定的効果が生ずる対象について Ademollo は三つの解釈の可能性を挙げる。筆者には、上述の解釈のうち（1）を最も妥当であると見なす根拠に乏しいように思われる。というのも、結果的に「一部の名前」に該当する名前はすべての名前であると推察されるのであるならば、彼の解釈において τι は何の限定をも行っていないことにはなるまいか。このように前提する場合、Schofield の解釈と同様に τι の限定的効果は単なる控えめな表現としてのみ解釈されるべきであろう。また、仮に「一部の名前」にすべての名前が該当するという推論の途中を τι が示しておりすべての名前は規約的であるという結論の前段階であるとするならば、プラトンの最終的立場は推論の結果から導出されるべきであるから、この解釈はプラトンによる τι の限定的効果を受けた保留的な立場と矛盾が生ずるのではないか。

田中の解釈は Barney による「σκληρότης の議論」の解釈とも通ずる点があろう。というのも、慣習が名前の使用に際して何らか寄与することを認める場合、名前による教示の機能は慣習を共有している者同士の認識の再確認に過ぎない可能性がある。それゆえに、δηλοῦν がそれぞれの説で異なる意味を有するという解釈には納得がいく。また、田中の解釈のうちプラトンの想定する規約説の内実についての問題意識は筆者も共有するところのものである。第三章にて論ずるが、筆者はヘルモゲネス説とクラテュロス説をそれぞれ規約説と本性説と同一視するべきではないと考えているし、当篇における対話の構造をヘルモゲネスがソクラテスに語り掛ける冒頭部に着目して読み解くという手法も適切であると考える。それゆえに、

当篇における両説を記したプラトンの意図もまた十分に考察されなければならない。しかしながら、ヘルモゲネス説とクラテュロス説を規約説と本性説と区別すべきであるからこそ、対話篇の末尾におけるクラテュロス説の否定を単に本性説の否定と捉え、最終的にプラトンの立場を「規約主義」だと断定する田中の解釈は、前述の区別がどのように反映されているのか不明瞭であり、その点においては不十分であるといえよう。

『法律』と『クラテュロス』を関連づける Barney の解釈は非常に興味深く、プラトンの言語観そのものを見据えた考察はプラトンの著作としての当篇研究において重要であろう。しかしながら、当篇における規約説と本性説は、それぞれヘルモゲネスとクラテュロスが提唱した説と同一視されている。それゆえに、Barney の主張するプラトンによる悲観的な姿勢もまた、ヘルモゲネスとクラテュロスの主張を踏まえたものであり、これをプラトンの言語観としてしまうのは些か早計であるように思われる。確かに両者の主張は「名前の正しさは規約的である／本性的である」という点をその契機にしているが、プラトンの言語観を求めるうえで、単なる規約説と本性説ではない対話相手らの主張を設けたプラトンの意図は考慮されるべきではないか。

以上の議論を踏まえて、筆者はソクラテスの最終的立場を両説の部分的な支持であると解釈したい。留意したいのが、両説というのが規約説と本性説ではなくヘルモゲネス説とクラテュロス説であるという点だ。これらを区別する理由については後に詳述するが、少なくとも彼らの主張は「名前の正しさは規約的である／本性的である」という単純な説には帰属させられない。特にクラテュロス説は虚偽の名前はそもそも名前ですらないとする虚偽不可能論および万物流動説がその根底にあり、これらを排除して本性説としてのみ理解するのは不適であろう。加えて、ソクラテスはクラテュロスの万物流動説を支持する態度を批判的に捉えてもいる。それゆえ

に、ソクラテスが規約説と本性説のいずれかをどの程度支持していた、という解釈を当篇のみから提示することは本稿においては行わない。というのも、筆者が問題視するのはヘルモゲネス説を規約説として、クラテュロス説を本性説として理解する見方であり、当篇の根幹となる対立構造が、ヘルモゲネスが導入した対話冒頭の要約であるとしても、ヘルモゲネス説とクラテュロス説はそれらから独立した主張として扱うべきである。そのうえで、ヘルモゲネス説とクラテュロス説を吟味した結果としてのソクラテスの最終的立場については、次章においてより詳細に検討していく。

第三章：規約説と本性説という対立構造について

本章においては、ヘルモゲネス説とクラテュロス説に見られる独自性について述べることで、規約説と本性説という対立構造を捨てて「σκληρότης の議論」を解釈するべきであると論ずる[19]。そのため、以下ではまず当篇において対立しているように見えるものが何であるかを把握したうえで、ソクラテスの最終的立場の考察にあたっていかなる解釈が可能であるかを検討する。

まずは当篇における対話の構造を確認しておこう。既に確認した通り、ソクラテスの最終的立場に関しては様々な説が唱えられているが、その原因は当篇が対立する二つの説のいずれをもソクラテスが反駁しているように思われることである。改めて確認するが、ヘルモゲネスとの対話においてソクラテスがヘルモゲネスの主張を反駁した点は 390b–391b から明らかである。ヘルモゲネスは対話の前半部において「名前は事物に対して本性的に定まっている」というソクラテスの主張に早々に屈し、以降はソクラテスとともにその主張の実証を試みている。次に、クラテュロスとの対話に関しては「σκληρότης の議論」に対する解釈の多様さからも明らかであるように、ソクラテスによる完全なる反駁がなされたと結論付けることは

できない。そもそも、クラテュロス自身の主張が曖昧かつ名前の正しさそのものに留まらない多岐にわたったものであるため、それらの主張に対するソクラテスの反駁は部分的なものに留まっている。しかしながら、「事物の本性を示すところのものが名前の正しさである」という主張を基に、本性を示していない名前はそもそも名前ではないという名前の虚偽不可能論（429b–c）を唱えたクラテュロスに対し、ソクラテスが実際の名前の誤用を例に退けている点（429b12–432a4）に鑑みれば、本性説を基にしたクラテュロス説の根幹部分は反駁されていると考えてよいだろう。

このように、対話の構造のみを捉えてみれば、規約説に基づくヘルモゲネス説と本性説に基づくクラテュロス説のいずれもがソクラテスによって反駁されているのである。筆者はこの点からこそソクラテスの最終的立場が不明瞭である理由を考察し得ると考える。というのも、仮に「名前の正しさとは規約的かあるいは本性的か」という表面上の主題に基づくと、その両説がともに反駁される必要がないのである。つまり、規約説と本性説の二項対立のような構造、すなわちソクラテスがいずれかの立場に立つ対話相手を反駁するという構造ではないという点に、著者プラトンの意図が介在しているのではないか。というのも、この主題を論じるだけであれば対話相手対ソクラテスといった構造で問題なく実現できるであろうし、ソクラテスの最終的立場を明示しないまま対話を終えることも可能であろう。すなわち、「規約説と本性説の立場から名前の正しさを検討する」ということが当篇の目的ではなく、この目的を前提としてソクラテスの最終的立場が不明瞭であるという問題に取り組むことは危険であるように思われる。むしろ当篇における規約説と本性説という対立構造を再吟味して、ソクラテスの最終的立場が不明瞭であるのは何に関してかを考察しなおすべきではないだろうか。なお、ヘルモゲネスとクラテュロスのいずれをも反駁しておきながら、両説のすべてを否定しているわけでもそれらに代わる名前

の正しさを明確に提唱するわけでもないことからも、プラトンが批判しているのは両説の一部分であるという前章において論じた見解は肯定され得ると筆者は考える。この構造を踏まえて、改めて規約説と本性説という対立に目を向けて、ソクラテスの最終的立場について論じたい。

着目したいのは、ヘルモゲネス説とクラテュロス説がいずれも単なる規約説あるいは本性説に終始しないという点である。仮に彼らの主張が「名前の正しさは規約的なものである／本性的なものである」というものであったとしても、一連の対話における両者の主張は、名前の使用者および命名者と使用の場を限定化したものであったり定義が不足していたりした。すなわち、ヘルモゲネスは実際の使用を想定しながらもソクラテスが導入したような命名者と使用者の区別や専門性を想定しておらず、他方でクラテュロスは命名の専門性や専門家の存在に予め同意しておきながらもその実際の使用における割り当てや虚偽の名前の認識について十分な主張を有していなかったのである。このことから、当篇で論じられている内容は、例え表面上の主題が規約説および本性説の検討であったとしても、その主題を直接的に検討する構造を有していながら他の論点に問題意識があったのではないか。というのも、名前の正しさについての規約説および本性説を探求の対象として提示したいのであれば、これまで検討してきたような不十分な規約説としてのヘルモゲネス説、不十分な本性説としてのクラテュロス説のみを登場させる必要がないのである。ソクラテスの最終的立場をどこにも帰属させたくなかったとしても同様であり、単に規約説と本性説を検証するにとどめて対話を帰結させるなどすればよい。つまり、ソクラテスに反駁され「σκληρότης の議論」においてその可否が検討される説が、単なる規約説と本性説ではないヘルモゲネス説とクラテュロス説であるということは、著者プラトンの意図に沿ってのことだったのではないか。

では、単なる規約説と本性説ではないヘルモゲネス説とクラテュロス説

とはいかなるものであったのか。435c においてソクラテスはヘルモゲネスの主張を「通俗的なもの」と評している。さらに水地によると、プロクロスは当篇のヘルモゲネスを、大衆の素朴な思いなしをあんぐりと口をあけて感心している非知識的な人と酷評しているという[20]。加えてヘルモゲネス自身も対話の冒頭において自身の主張を展開する際に、名前の正しさについて多くの人々と語り合った経験があると述べている（384c10–d2）。このソクラテスによる評価及び水地の研究からは、ヘルモゲネス説がヘルモゲネス独自の規約的な説ではなく、比較的一般的な見解であったのだと推察できよう。同様にクラテュロスの主張もまた彼独自の説でありながら他の思想家の影響を多分に受けており、その根幹には万物流動説が見て取れる。クラテュロスは 436c–e や 440e において自身がヘラクレイトス派の思想を支持するような発言を行っており、それゆえに名前と事物のあり方が万物流動的な視点で検討されるのである[21]。なお、プロクロスによるとヘルモゲネス説をデモクリトスの主張であると解釈する人もいるという[22]。また、クラテュロスも彼の主張を反駁された後、対話の最後に「自分と自分の魂とを教育することを名前に委ね、名前とそれらを定めた者たちを信頼しきって自分が何ごとかいっぱしのことを知っているかのように自信たっぷりに主張すること」は分別のある人間のすることではないとソクラテスに指摘されている（440c1–d3）[23]。同時に、事実がどうであれ安易に結論付け十分に考察しない態度を戒められもする。このように、彼らの説は説の内容以前に他者の説を自身の説として主張するという行為それ自体がソクラテスによる批判の対象となるところのものであるし、内容においてもソクラテスに反駁されるようなものであった。

そもそも、「σκληρότης の議論」からソクラテスの最終的立場を検討する研究の多くは、ソクラテスの最終的立場がどの程度規約説あるいは本性説に位置付けられるか、すなわちヘルモゲネス説とクラテュロス説のいず

れをどの程度支持していたかという議論に終始しているように思われる。しかしながら、ヘルモゲネス説とクラテュロス説が完全には規約説と本性説に一致しない以上、当篇におけるソクラテスの最終的立場を規約説と本性説のいずれかに何らか依拠している前提で考察するということはヘルモゲネス説とクラテュロス説の特徴および対話の構造の軽視ではないか。というのも、そもそも「σκληρότης の議論」がクラテュロス説の反駁のために導入されたものである以上、当該箇所から読解し得るのはソクラテスがヘルモゲネス説とクラテュロス説のいずれをどの程度肯定していたかということに留まる。加えて、「σκληρότης の議論」の前提となる字母の類似性は、クラテュロスではなくヘルモゲネスとの対話において行われたものであり、ヘルモゲネス説の反駁の過程で導入されたものである。語源分析は当篇において膨大な分量を占めるものの、その意図が十分に明らかになってはいない。したがって、ソクラテスの最終的立場を考察するにあたって、「σκληρότης の議論」が前提としている語源分析にいかなる意味があるか、いかなる文脈を見出すことができるかを検討すべきではなかろうか。すなわち、「σκληρότης の議論」からソクラテスの最終的立場を規約説／本性説という区分に当てはめて断定することは、各説の内実や当篇の構造を踏まえると適切な検討の手段とは言い難く、むしろ不十分な議論であるように思われる。

彼らの主張は規約説／本性説と呼ばれるに至る程度そのような主張として理解し得るものであろう。というのも、そもそもこれらの区別はヘルモゲネスの要約によって導入されたものであるが、少なくともヘルモゲネスは彼自身の主張を要約した通りに認識しているだろうし、他方でクラテュロスはこの要約に対して異を唱えなかった。ヘルモゲネスの要約が実際の彼らの説と異なる部分があれど、当の本人らはその差異を認識していなかった、あるいは重要視していなかったのである。このようにヘルモゲネス

もクラテュロスも、「名前の正しさは規約的なものである／本性的なものである」という要約に納得している様子から、「σκληρότης の議論」におけるソクラテスの立場を規約説と本性説に帰して解釈を試みることは可能であると思われるかもしれない。しかしながら、彼らの態度は最終的にソクラテスに辛辣に批判されることから、「σκληρότης の議論」におけるソクラテスの台詞をプラトンがソクラテスの主張として執筆したというよりも、あくまで不十分な説を提唱する若者らへの批判という文脈から逸脱せずに執筆されたものだといえよう。それゆえに、「σκληρότης の議論」からソクラテスの最終的立場を規約説と本性説に限定して解釈するのではなく、両説が単に「名前の正しさは規約的なものである／本性的なものである」という主張からは逸脱した説であるという点を前提とし、むしろ当該の議論がクラテュロス説のいかなる点を批判するものであるかを分析することで、当該の議論を導入したプラトンの意図を推察し得るのではないか。

特にプラトンの他の対話篇において探求されているような概念と異なり、名前は当篇において探求されるものでありながら同時に道具として実際に用いられているものでもある。それゆえに、他の対話篇で扱われているような主題の思索や主題それ自体の検討とは意味合いが異なる。というのも、他の対話篇における主題の検討の多くは、固有名詞が示す概念の検討を意味するが、他方で名前が主題である当篇においては主題の探求に主題そのものを要するため、名前を検討する際に探求の主体たる使用者から独立して検討することができないのだ。この点を踏まえると、名前というものの本質を考察する場合にその道具的な側面を排除し、探求の際に用いられる道具を理解しないまま言葉上の概念についてのみ思索する行為が適切な探求であるとは考え難いと言えよう。すなわち、ヘルモゲネス説やクラテュロス説、そしてそれらを唱えた彼らの態度は、名前の正しさについて論ずる以前に、その探求の姿勢からソクラテスに批判されるようなものであっ

たのではないか。そもそも「名前の正しさは規約的なものである／本性的なものである」という当篇の主題のような二項対立はヘルモゲネスが導入しクラテュロスが異を唱えず受け入れたものであることから、彼らが名前の正しさに関してこのような説を展開出来ていたと自認していたのだと推察できる。つまり、ソクラテスの最終的立場を定めず、ヘルモゲネスに彼らの主張とは異なる要約を導入させたプラトンの意図は、このような二点に反する態度を批判し、探求というものの性質上回避できない問題を改めて提起するようなものではないだろうか。

結

本稿では、『クラテュロス』においてソクラテスの最終的立場が表れているとされる「σκληρότης の議論」の先行研究を概観したうえで、筆者の見解を提示した。「σκληρότης の議論」に対する先行研究の多くは、ソクラテスの最終的立場を規約説あるいは本性説のいずれかに帰着させられると前提したものであった。しかしながら、ヘルモゲネスとクラテュロスが主張した説のいずれもがソクラテスに反駁されるほど不十分なものであり、通説や彼ら以外の人物の思想を流用した独自の説であったことから、当篇における両説を単なる規約説、本性説であると理解するのは早急であるように思われる。したがって、「σκληρότης の議論」における記述のみからソクラテスの最終的立場を規約説と本性説の対立の中で位置付けるのではなく、ヘルモゲネスとクラテュロスの主張が、ヘルモゲネスが要約した冒頭の主張とは異なる点があるということに着目することで、規約説対本性説という二項対立を捨て、むしろ誤った規約説としてのヘルモゲネス説、誤った本性説としてのクラテュロス説を彼らに主張させたという背景を踏まえて、「σκληρότης の議論」を解釈すべきであろう。したがって、ソクラテスの反駁から明らかであるように彼の当篇における立場はあくまで両

説の批判であり、そしてそれは決して名前の正しさに関する主張のみを批判したのではなく、彼らの態度や主張の背景をも踏まえてむしろその点を批判したのであると筆者は主張したい。

なお、ヘルモゲネス説とクラテュロス説のうちどのような箇所をソクラテスが容認し反駁したのか、そして名前の正しさに関するソクラテスの見解をどのような観点からどの程度読み解くことが可能であるかについては、今後の課題としたい。

凡例

1. ギリシア語の片仮名表記は、φχθをπκτと同じように「プ」「ク」「ト」とし、固有名詞の長母音の音引は省略した。
2. 作品名を省略して記す場合は、H. G. Liddle & Scott（1996）Greek-English Lexicon, ninth edition with a revised supplement by H. G. Jones & R. McKenzie, Oxford : Oxford University Press. の略記に従った。
3. プラトンのテクストの引用および訳出に際しては、「Duke, E. A., Hicken, W. F., Nicoll, W. S. M., Robinson, D. B., and Strachan, J. C. G.（1995）」*platonis* に従った。
4. ギリシア語の表記に関しては、テクストにある形のままとした。
5. 1 頁あたりの文字数は 40 字× 30 行で、1200 字とする。
6. 訳文を補足する場合は、［］を用いる。
7. 原文および訳文を中略する場合は、［中略］を用いる。
8. 本文の総文字数は、注を含めて 21,491 字である。表紙、凡例は含めないものとする。

文献表

［テクスト、訳、註釈書］

・Ademollo, F.（2011）*The Cratylus of Plato, A Commentary*, Cambridge.

・「Duke, E. A., Hicken, W. F., Nicoll, W. S. M., Robinson, D. B., and Strachan, J. C. G.（1995）」*Platonis*

Opera, I. New York: Oxford University Press.
・プラトン（1980）水地宗明訳、「クラテュロス」『プラトン全集 2』、岩波書店、1–171 頁。
・プラトン（1976）森進一、池田美恵、加来彰俊訳、「法律」『プラトン全集 13』岩波書店、31–788 頁。

［参考文献］

・Allan, D. J.（1954）‘*The Problem of Cratylus*’, *American Journal of Philology* 75, 271–287.
・Apelt, O.（1922）*Platons Dialog Kratylus*, Leipzig.
・Barney, R.（2001）*Names and Nature in Plato's Cratylus*, New York and London.
・Calvert, B.（1970）‘*Forms and Flux in Plato's Cratylus*’, *Phronesis* 15, 26–47.
・Grote, G.（1865）*Plato and other Companions of Sokrates*, 3 vols.
・Irwin, T.（1977）‘*Plato's Heracliteanism*’ *Philosophical Quarterly* 27, 1–13.
・Kirk, G. S.（1951）‘*The Problem of Cratylus*’, *American Journal of Phiology* 72, 225–253.
・Kretzmann, N.（1971）‘*Plato on the Correctness of Names*’, *American Philosophical Quarterly* 8, 126–138.
・Levin, S. B.（2001）*The Ancient Quarrel Between Philosophy and Poetry Revisited. Plato and the Greek Literary Tradition*, Oxford University Press.
・Luce, J. V.（1964）‘*The Date of the Cratylus', American Journal of Philosophy* 85, 136–154.
・Proclus.（1908）*In Platonis Cratylum commentaria*, ed. Pasquali, g., Leipzig.
・Robinson, R.（1969）*Essays in Greek Philosolhy*, Oxford University Press.
・Ross, W. D.（1955）‘*The Date of Plato's Cratylus*’, *Revue Internationale de Philosophie* 32, 187–196.
・Schofield, M.（1982）‘*The Denouement of Cratylus*’, Nussbaum, M. and Schofield, M.（edd.）, *Language and Logos. Studies in Ancient Greek Philosophy presented to Owen*, G. E. L., Cambridge University Press.
・Sedley, D.（2003）*Plato's Cratylus,* Cambridge University Press.
・Steinthal, H.（1890）*Geschichte der Sprachwissenschaft bei den Griechen u. Römern*, Bd. I, 2. Aufl. Berlin.
・Warburg, Max.（1929）‘Zwei Fragen Zum ‘*Kratylos*’, *Neue Philologische Untersuchungen* 5.

・White, N. P.（1976）*Plato on Knowledge and Reality*, Indianapolis/Cambridge.
・田中あや（2014）『名前の規約説と本性説―プラトン「クラテュロス」433c–435d の解釈をめぐって―』、『西洋古典学研究』第 62 巻、日本西洋古典学会、39–50 頁。
・田中あや（2016a）『「クラテュロス」における流転と言語―439b10–440d7 の解釈をめぐって―』、『古代哲学研究』第 48 号、古代哲学会、35–52 頁。
・田中あや（2016b）『名前の正しさ」と名指しの本性的正しさ : プラトン「クラテュロス』研究』慶応義塾大学、博士論文。
・中澤務（1994）『プラトンの「クラテュロス」における「名前の正しさ」』、『哲学』第 44 号、166–175 頁。

（人文科学研究科哲学専攻　博士前期課程二年
片山寛子）

注

1） 田中（2016b）によると、この区分を最初に導入したのは Kretzmann（1971）であるという（23 頁）。Kretzmann は議論の冒頭でヘルモゲネスとクラテュロスの立場を対極に位置付け、そのように呼称している（126 頁）。また、以下では規約説とヘルモゲネス説、本性説とクラテュロス説を区別して論ずる。規約説、本性説という語は、「名前の正しさは規約的なものである／本性的なものである」という区分のもと、後述の「σκληρότης の議論（434c1–435d1）」からソクラテスの立場をそのいずれかに帰属させようとする先行研究について筆者が論ずる際に用いる。

2） Ross（1955）はこの解釈をとり、前 388 年頃に執筆されたものだという見解を示している（187–196 頁）。他方で Calvert（1970）、Irwin（1977）、Luce（1946）は『クラテュロス』におけるイデアを『パイドン』におけるイデアと比較し、『パイドン』以前の作品だとす解釈する。また、Allan（1954）、Barney（2001）、Kirk（1951）、Warburg（1929）、田中（2016b）は主題の関連性から『国家』以後の作品だと考え、『テアイテトス』、『ソフィスト』へと繋がる三部作に位置づける。なお、執筆時期に関する諸研究については、田中（2016b）、46–49 頁や水地（1974）、423–424 頁が詳しい。

3） 439c8–d1 における「何か美そのもの、善そのもののようなもの」をイデアと見なすか否かが論点となり、研究者らの立場が分かれている。田中

（2016a）によると、イデアだと見なす研究者は Ademollo、Calvert、Sedley、White であり、イデアだと見なさない研究者は Barney、Irwin、Luce であるという。

4）「σκληρότης の議論」はクラテュロスとの対話において展開され、ソクラテスの最終的立場が表れているとして研究の対象となっている。特に当該箇所からソクラテスの最終的立場を検討している先行研究として、Ademollo（2011）、Barney（2001）、Schofield（1982）、Sedley（2003）、田中（2014b）がある。

5）本稿においては「σκληρότης の議論」に焦点を当てるため詳述は行わないが、Apelt（1922）、Steinthal（1890）、Robinson（1969）はヘルモゲネスが提唱したものとは異なる形の規約説にソクラテスの最終的立場を見出す。また、Grote（1865）は、プラトンは名前の本性的な正しさは可能なものであるとして望んでいたという。

6）田中（2014b）、46 頁。また、「特定の数量詞」という説明は、Ademollo（2011）が用いた表現に由来すると思われる。

7）Sedley（2003）, p.144–145.

8）同上、145 頁。なお、下線強調は原著者による斜体強調を反映したものである。原文は以下の通りである。“for any name, its success as a tool for communication depends, at least largely, on its imitative powers, but may also depend on a degree of convention.”

9）Schofield（1982）, p.79–81.

10）435b6–c2 におけるソクラテスの台詞を指す。ソクラテスはクラテュロスに対して、規約による権能を認めないならば、個別の数字とそれを示す名前との間にいかにして類似性が生じ得るのかと問いを投げかける。また、田中（2016b）はこの問いかけに対して、数字を示す名前と数字との間に類似性を認める解釈と認めない解釈が見られるとしたうえで、自身は規約的類似性を見出すことができるという立場をとる（143 頁）。

11）Ademollo（2011）, p.406–407.

12）同上 , p.412.

13）田中（2014b）、46–47 頁。

14）田中（2016b）、30 頁。下線強調は原著者による傍点強調を反映したものである。

15）同上、21–31 頁。

16）Barney（2001）, p.123–142.

17）『法律』875e9–c 参照。
18）当該箇所において静止を意味すると分析された名前は、ヘルモゲネスとの対話（411b3–412c6）において流動を意味するとソクラテスによって分析されている。
19）中澤（1994）は従来の解釈が当篇の中心的問題を「ものと名前の関係が本性的なのか規約的なのか」という点に見ようとしていたと指摘しつつ、ヘルモゲネスとクラテュロスの主張は、両者ともが名前の正しさを「名前の形」と「事物」との関係として捉えている点、名前の使用について誤った主張をしているという点で根本的には対立しておらず、これらの点をソクラテスは問題視していたと主張する（166–167 頁）。彼らの主張が一見対立しているように思われながらもある一つの観点からソクラテスの批判の対象となるという点において、筆者も見解を一にする。
20）水地（1974）、412 頁。
21）万物流動説がいかにして言語的問題に関係するかについては、田中（2016a）が詳しい。
22）Proclus（1908）.
23）本文ではこれに加えて万物が流動していると思い込む態度もまた分別のある人間のすることではないと非難されている。

On Interpretation of “The Argument of σκληρότης” in Cratylus.

KATAYAMA, Hiroko

The main aim of this article is interpretation of “The Argument of σκληρότης”In Plato’s Cratylus, Socrates has a dialogue between Hermogenes, a young man who claims that the correctness of a name comes from a convention, and a young man Cratylus, who claims that the correctness of a name comes from natural nature. Their argument is called the theory of convention or nature because Hermogenes summarizes it as such at the beginning of the work. However, these theories are refuted by Socrates, and the dialogue ends with Socrates’ position on the correctness of the name unclear. Many scholars place Socrates’ final position as a convention, nature, or other position from the “The Argument of σκληρότης” introduced in the process of refuting Cratylus’ claims. However, the author considers that the method of interpreting Socrates’ final position from the “The Argument of σκληρότης” is itself a mistake. This is because, in the first place, Hermogenes’ assertion and the doctrine of convention, and Cratylus’ claim and the theory of nature do not coincide perfectly. Therefore, it is not appropriate to judge Socrates’ final position from the “The Argument of σκληρότης” as a convention theory or a theory of nature, but rather we should interpret the “The Argument of σκληρότης” in the context of criticism of the Cratylus theory, assuming that it is the Hermogenes theory and the Cratylus theory that are refuted by Socrates in the Cratylus.

（哲学専攻　博士前期課程 2 年）